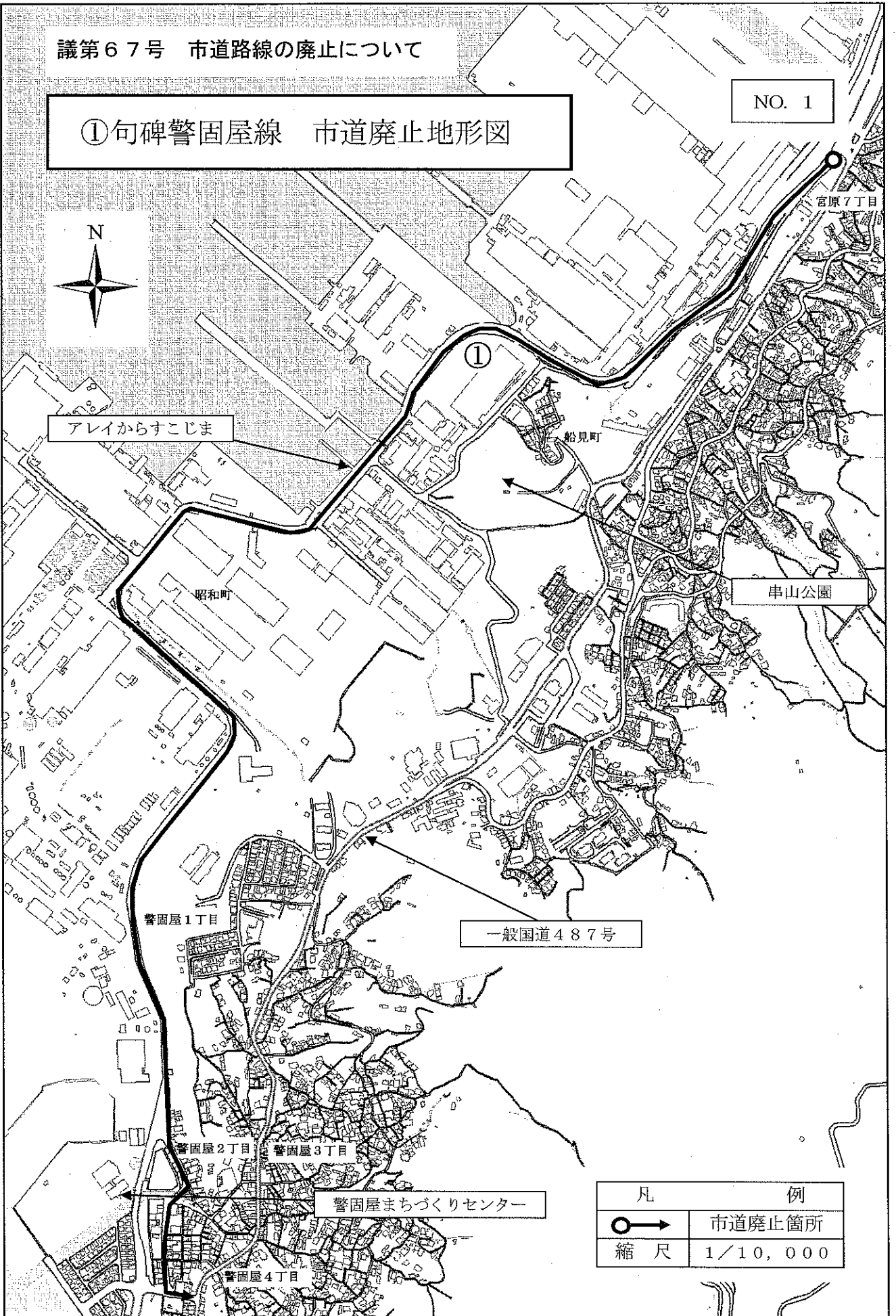


議第67号 市道路線の廃止について

NO. 1

①句碑警固屋線 市道廃止地形図



アレイからすこじま

船見町

串山公園

一般国道487号

警固屋1丁目

警固屋2丁目

警固屋3丁目

警固屋まちづくりセンター

警固屋4丁目

宮原7丁目



| 凡 | 例 |
|----|----------|
| | 市道廃止箇所 |
| 縮尺 | 1/10,000 |

| 番号 | 路線名 | 起点 | 終点 | 幅員 (m) | 延長 (m) |
|----|--------|-------------|--------------|----------|---------|
| ① | 句碑警固屋線 | 宮原7丁目15番7地先 | 警固屋4丁目2番21地先 | 8.6~45.7 | 3,539.8 |

(廃止理由)

当該路線は、広島県が施工した一般国道487号警固屋音戸バイパスの開通を受け、市道区域の一部を広島県に移管することにより終点の異同が生じることとなるため、廃止するものです。

なお、当該路線は、線形を一部変更して新たに市道の認定をすることとし、別途に当該認定に係る議案を提出しています。

②警固屋4丁目17号線 市道廃止地形図

NO. 3

N



警固屋まちづくりセンター

警固屋2丁目

警固屋4丁目

警固屋3丁目

の場3丁目

句碑警固屋線

一般国道487号

の場4丁目

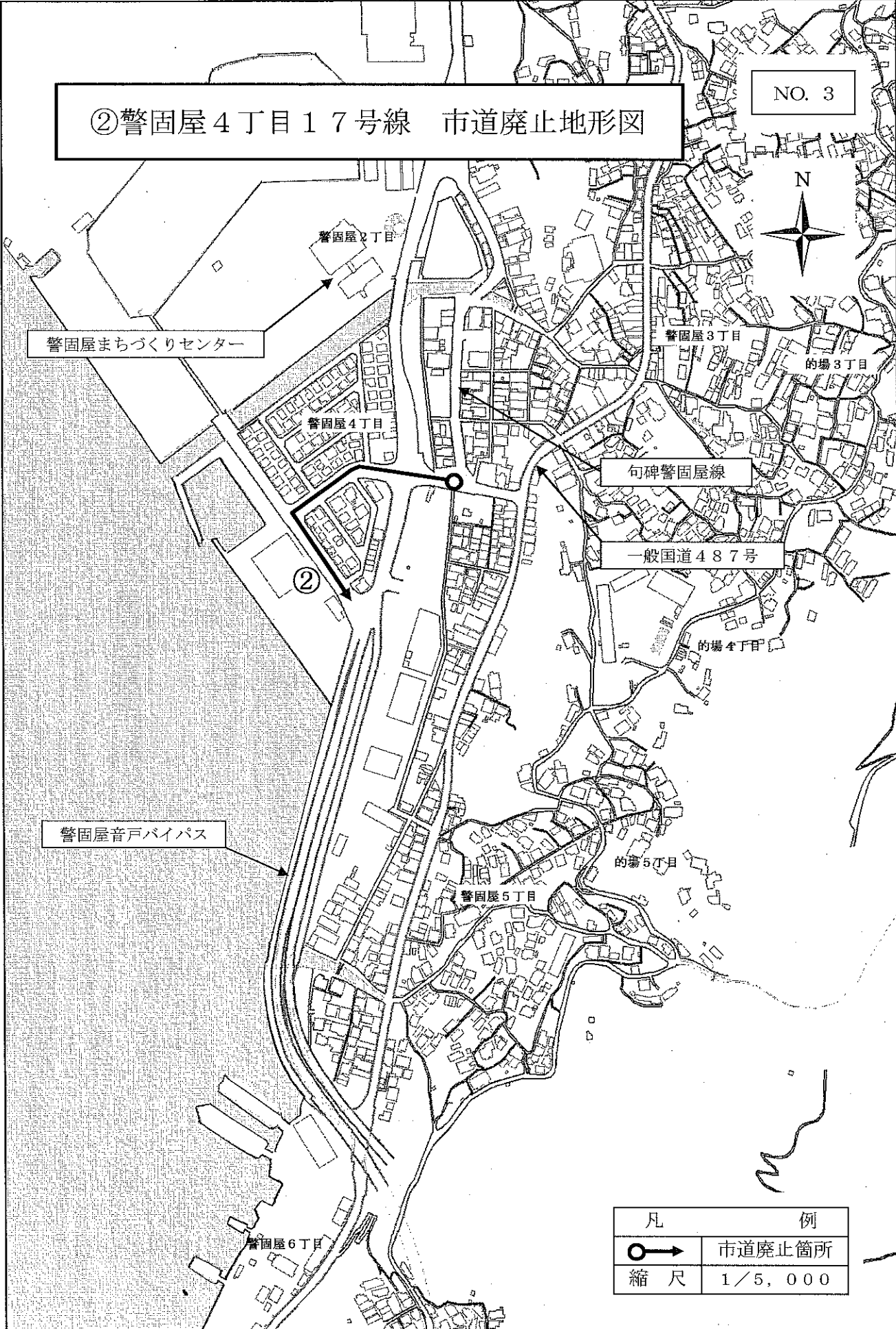
警固屋音戸バイパス

の場5丁目

警固屋5丁目

警固屋6丁目

| 凡 | 例 |
|----|---------|
| | 市道廃止箇所 |
| 縮尺 | 1/5,000 |



| 番号 | 路線名 | 起点 | 終点 | 幅員 (m) | 延長 (m) |
|----|--------------------|--------------------------|--------------------------|-----------|--------|
| ② | 警固屋 4 丁目 1 7 号線 | 警固屋 4 丁目 2 2 3 番 5 地先 | 警固屋 4 丁目 3 1 1 番 1 地先 | 13.2~21.3 | 282.6 |

(廃止理由)

当該路線は、広島県が施工した一般国道 4 8 7 号警固屋音戸バイパスの開通を受け、市道区域の一部を広島県に移管することにより起点の異同が生じることとなるため、廃止するものです。

なお、当該路線は、線形を一部変更して新たに市道の認定をすることとし、別途に当該認定に係る議案を提出しています。

一般国道487号 移管予定図

